

# 環境関連法規制等の動き 2013 年 9 月(2013.7.23～2013.8.19)

## 1. 法令情報

1-1. 温室効果ガス総排出量の算定に係る下記3告示 (3件共2013. 7. 25公布、同日施行)

1-1-1. 温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第5号>

1-1-2. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第6号>

1-1-3. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第7号>

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で、2013年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数に、特定規模電気事業者の㈱イーセルとリエスパワー㈱の2社が追加され、志賀高原リゾートの係数が変更されました。一般電気事業者10社やその他の電気事業者の係数については、変更はありません。

温室効果ガスを算定する場合に適用されます。温対法に基づく特定排出者は本係数を使用してください。

<参考>環境省ホームページ <http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

1-2. 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を定める件

<国土交通省告示第 748 号> (2013. 7. 30 公布、同日施行)

先月の法令情報 1 の大防法改正で石綿関連の規制が強化されました。本件は技術的側面から、新規に建築物石綿含有建材調査者を制度化するものです。一定の要件を満たし、国土交通大臣に登録された講習機関による、講義・実地研修・修了考査修了者に建築物石綿含有建材調査者の資格が付与されます。

この告示に基づき、今後講習機関が登録され調査者の資格が付与されるので、現在は本調査官の専任業務は指定されていませんが、今後は専門的な調査官による中立かつ公正な石綿調査が期待されます。

建築物石綿含有建材調査者と登録講習機関に適用されます。

<参考>国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000420.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000420.html)

1-3-1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 <政令第234号> (2件共2013. 8. 13公布、10. 1施行)

1-3-2. 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第96号>

胆管がんの原因物質の1つとして考えられ、洗浄剤、溶剤等に使用されている1,2-ジクロロプロパンが、①名称等の表示の対象となる有害物に追加、②健康管理手帳の交付する業務に追加、③特定化学物質第2類物質に追加等が行われ、作業主任者選任・作業環境測定・特殊健康診断義務の対象になります。

1,2-ジクロロプロパンを使用する作業に適用されます。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000013365.html>

1-4. 特定設備検査規則の一部を改正する省令 <経済産業省令第 39 号> (2013. 8. 15 公布、同日施行)

圧縮水素自動車の普及を促進するための法改正です。水素スタンドにおいて圧縮水素を貯蔵する高压蓄圧器について、現在の金属製からより安価な樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器が使用できるようになりました。

水素スタンドを設置する際に適用されます。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/08/20130815002/20130815002.html>

#### 1-5. 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の附属書Ⅲの改正に関する件　　<外務省告示第 261 号> (2013. 7. 30 公布)

日本が批准している有害化学物質等の輸出入の事前同意手続に関するロッテルダム条約の付属書Ⅲ（日本では輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 3）に、主に農薬に使用されている、エンドスルファン（第 1 種指定化学物質）、アルジカルブ、アラクロールが追加されました。

当該物質を輸出する場合に適用（輸出承認申請の対象）されます。

<参考>経済産業省ホームページ　[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pic.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pic.html)

#### 1-6. 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示

　　<環境省告示第 73 号> (2013. 8. 5 公布、同日施行)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、日本が批准しているマルポール条約を踏まえ、船舶にばら積みして輸送する液体物質に係る規制等を設けています。今回、ぶどう油、アマナイズ種子油等10物質について新たに船舶にばら積みして、国際的に輸送することが可能となりました。

当該物質を輸送する場合に適用されます。

<参考>環境省ホームページ　<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16987>

## 2. 一般情報

#### 2-1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく再資源化事業計画の認定について

　　(2013. 8. 9環境省)

2013. 4. 1施行の小型家電リサイクル法に基づき、6社が再資源化事業の大臣認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ　<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17014>

#### 2-2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について　　(2013. 8. 19環境省)

鳥取県境港市の三光株式会社が、廃棄物処理法第15条に基づき、11社目の大臣認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ　<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17024>

#### 2-3. 2012年度アスベスト大気濃度調査結果について　　(2013. 8. 9環境省)

2012年度の大気中の石綿濃度調査結果が公表されました。全国54地点163箇所の測定では、石綿以外の繊維も含む総繊維について特に高い濃度は見られませんでした。

<参考>環境省ホームページ　<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17013>

#### 2-4. 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項について

　　(2013. 8. 2環境省)

土壌汚染対策法では、汚染土壌処理施設ごとに都道府県知事による許可が必要です。この都道府県等担当者が許可審査等の際に留意すべき技術的事項が、環境省から公表されました。

<参考>環境省ホームページ　<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16970>

## 2-5. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律

附則第2条に係る関係政省令案に対する意見募集について (2013. 8. 9 環境省)

2012. 9. 11までに施行される題記法律では、新しく第1種フロン類再生業の許可制を導入しましたが、準備に必要なこの許可基準等を定める省令案について、環境省では8. 23まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17018>

## 2-6. 化学物質のリスク評価検討会報告書（第2回）の公表について (2013. 7. 24 厚生労働省)

厚生労働省化学物質のリスク評価検討会では毎年化学物質による労働者の健康障害のリスク評価を行っており、報告書が公表されました。主な内容は下記項目です。

①2012年度のばく露実態調査対象の10物質のうち、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)による健康障害の防止措置の検討を直ちにを行うべきである。

②WHO/IARC（国際がん研究機関）で発がんのおそれのあるとされる10種の有機溶剤（クロロホルム、ジクロロメタン、スチレン、トリクロロエチレン（この4物質は2006年度の延単位作業場数1,000以上）、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、メチルイソブチルケトン）は有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置は義務づけられている。しかし、上記法令情報3で示した特定化学物質障害予防規則に規定する特定化学物質と比較すると、含有量1～5%の混合物の暴露防止義務や、製造・取扱い作業記録・保存が必要なく、また、作業環境測定記録の保存期間が3年・特殊健康診断の記録保存期間が5年と短いので、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえて、記録の保存期間の延長等の措置について検討する必要がある。

〈参考〉厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000376uw.html>

## 2-7. 2013年度電動式塵芥収集車導入補助事業の2次公募の開始について (2013. 7. 30 環境省)

環境省では、廃棄物分野における温暖化対策を推進するため、車両総重量3.5t超の電導式塵芥収集車（同時に当該車両をハイブリット自動車又は天然ガス自動車とする事業を含む）を導入する事業の、導入必要経費差額の1/2を補助する案件について、8. 30まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16958>

## 2-8. 2013年度2国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業の公募（3次募集）について

(2013. 8. 1 環境省)

公益財団法人地球環境センターは、二国間クレジット制度を活用して、インドネシア・ベトナム・バングラデシュ・エチオピア・ケニア等に日本企業が有する技術等を活用して実施するCO2排出削減事業のうち、初期投資費用の1/2までの設備補助を行う案件について、8. 26まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16969>

## 2-9. 2013年度グリーン物流パートナーシップ優良事業者の募集について (2013. 7. 29 経済産業省)

経済産業省・国土交通省は、物流分野における地球温暖化対策に特に顕著な功績のあった取組みに対し、大臣表彰・局長級表彰を行うため、9. 6まで優良事業者の募集をしています。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/07/20130729003/20130729003.html>

以上